昭和四年四月十五日第三種郵便物認可舞週火、金曜日發行(旧休日に当るときは翌日)

♦告示 公共測量の終了 土地の立入り測量及び物件調査 基準看護等の一部改正医療機関に対する設備の承認 目 次

速度制限の改正

**◇公安**告示 宅地建物取引員の選考合格者

示

四

立入 期間

鳥取県告示第二百二十七号

量及び物件調査をする旨中国地方建設局長から通知を受 条第一項の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一

けた。

昭和三十四年四月二十八日 鳥取県知事 石

破

\_

朗

業 者 建設大臣

事業の種類 起 一級国道九号線改築工事

\_

=

き土地 地 東伯郡羽合町大字宇野

大字大谷 大字由良宿、

大字妻波、

東伯町大字八橋

赤碕町大字別所

日の出町、上場谷二丁目、博労町三丁目、城関町一下 博労町四丁目、一丁目、祗園町

昭和三十四年四月十五日から昭和三十 四年十二月三十一日まで

鳥取県告示第二百二十八号

から通知を受けた。 次のとおり公共測量を終了した旨、 岡山農地事務局長

昭和三十四年四月二十八日

昭和34年4月28日

渡

辺

病

院

東町三四七

幡

病

院

鳥取市吉方二五一

1

\_\_

名

称

所

在

地

承認番号

設

基

施

業

域 日

> 中海沿岸地域 公共測量

作業の種類

鳥取県知事

石

破

\_\_

朗

三

終了

月 地

昭和三十四年三月二十五日

定められた看護、給食及び寝具設備の基準 方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基き、

鳥取県知事 石 破

朗

準 四 看 精神病棟(二病棟 承 認 護 対 象 採用 誀 甲

(第看) (三)号 三昭四和 承認年月日 (一〇五床)

鳥取県告示第二百三十号

第3016号

改正し、 昭和三十三年十月鳥取県告示第五百号(基準看護、 昭和三十四年四月一日から適用する。 基準給食、 基準寝具設備の承認について) 0 一部を次のように

昭和三十四年四月二十八日

鳥

取

県

知

事

石

破

朗

市立鳥取市民病院の項を次のように改める。

市民病院 市立鳥取 施 称 鳥取市古市 所 設 在 地 承認番号 (特 一七 一 号 基 三昭四和 承認年月 準 四 日 看 結核病棟(一病棟 般病棟(一 対 頀 一七四床 象 食第三号 承認番号 基 三昭三和 承認年月日 準 Ó 給 全病棟 対 食

象

火曜日 鳥 取 県 公

名

鳥取県公安委員会告示第十一号

昭和34年4月28日

公安委員会告

示

昭和三十年九月鳥取県公安委員会告示第十二号 (道路交通収締法第十条の規定による速度制限に 0 1,

て

の

部

を

ŀ

点数表

関に対する設備の実施を承認した。 年厚生省告示第百七十八号)の規定により、 昭和三十四年四月二十八日

(昭和三十三 次の医療機

健康保険法の規定による療養に要する費用の

額 の算定

鳥取県告示第二百二十九号

A 490.00	昭和34年4月28日			大曜日 鳥 取			県公報第3			016号	. 4
	ら同町大字方地字二清水一、〇五七番地地先までの間県道鳥収倉吉線東伯郡東郷町大字藤津字一里塚二五八番地地か	に改め、	一番地地先までの間県道羽合上井停車場線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八県	を 	地先までの間・地先までの間・一〇六番地地先から同地内八一番地県道長瀬倉吉線倉吉市海田一〇六番地地先から同地内八一番地	₹ <b>८</b> ,	地先までの間・地先までの間・一七番地地先から同地内四九七番地県道森岡田線倉吉市横田一一七番地地先から同地内四九七番地	を	地地先までの間県道倉吉高城線倉吉市横田一一七番地地先から同地内四九七番	鳥取県公安委員会委員長	昭和三十四年四月二十八日次のように改正し、昭和三十四年四月二十八日から施行する。
	11100		四三〇		四三〇		五〇〇		五〇〇	安	
	"		"		"		"		"	成	
	<u>-</u>		====		五五		= 0		10	文	
	"		"		,,	,	i		"		
					source for common services	l		I	<u></u>	I	

΄,